

印鑑登録のご案内

岡山市

印鑑証明をもらうには **印鑑登録証が必要です** **ない場合は** まず印鑑登録をしてください。

登録できる人

- ・岡山市に住民登録をしている人で15歳以上の人
(成年被後見人は印鑑登録できません。)

登録できる印鑑

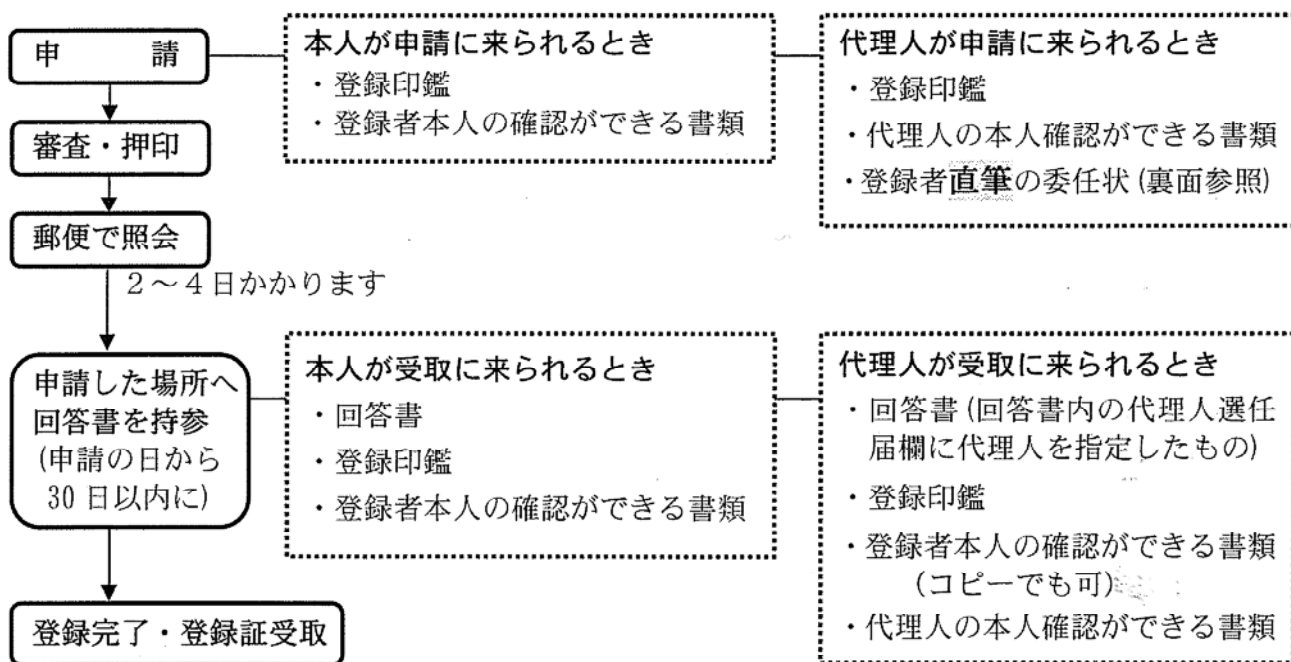
- ・住民票の氏あるいは名の字と同じ字の印
- ・登録できる印鑑は1人につきひとつ
- ・ひとつの印鑑につき登録できる人は1人(一つの印鑑を家族で共有することはできません。)

登録できない印鑑

- * 住民票に記載してある「氏」、「名」の文字で表していないもの。
- * 大きさが一辺の長さ7ミリメートルの正方形におさまるもの、または、一辺の長さ25ミリメートルの正方形におさまらないもの。
- * ゴム印などの変形しやすいもの。
- * 枠が欠けているものや摩耗などで印影が不鮮明なもの。
- * 職業・資格・絵など氏名に関係ない事柄があるもの。
- * ペンネーム・芸名など住民票の氏名の字と違う字で彫られたもの。

登録の流れ

窓口に持参していただくもの



※ 本人確認ができる書類の例：健康保険証等姓名の記載されているもの(名刺は不可)

※ 個人番号カードを印鑑登録証にする場合は窓口へお問い合わせください。

裏面もお読みください。

下記のいずれかの場合は申請日に登録を完了することができます。

- (1) 本人が来庁し、官公庁発行の顔写真付きの証明書等の原本を提示して、本人確認ができる場合
(ただし、氏名・住所変更などの書換えをしていない場合はできないことがあります。
また、期限切れの場合は無効です。)

顔写真付きの証明書等の原本とは、たとえば、運転免許証、個人番号カード、ふれあいカード、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書などです。

- (2) 岡山市に印鑑登録している人2人がそれぞれ登録印鑑、印鑑登録証及び本人確認ができる書類を持って本人と一緒に来庁し、窓口で保証書を書く場合

委任状の見本

※委任状は岡山市のホームページでダウンロードできます。

委任状の様式は各区役所、支所、地域センター等に置いてあります。白紙に書いても構いません。

住所、氏名、生年月日は本人が直筆で書いてください。

手が不自由等の理由で委任状を代筆してもらう場合

委任状の余白または裏面に下記の例を参考に理由等を書き、登録者本人の拇印を押してください。

例：『**本人岡山太郎は高齢で手が不自由なため、代理人岡山桃子が代筆し、代筆した内容については本人に読み聞かせ、了解を得ました。**《本人の拇印》』

※ 登録印鑑や印鑑登録証を紛失した場合は「印鑑登録廃止届」を提出してください。

(代理の場合は委任状が必要です。)

ご不明な点がありましたら、下記の窓口へお問い合わせください。

委任状	
平成 29 年 4 月 1 日	
岡山市長 様	
本人 (委任者)	住所 岡山市北区大供一丁目1-1 氏名 岡山太郎 印 生年月日 昭和 10年10月10日
私の印鑑登録に関する手続きを下記の者に委任します。	
代理人 (委任された人)	住所 岡山市北区大供一丁目1-1 氏名 岡山桃子 生年月日 昭和 50年5月5日

登録印鑑

※消えるボールペンは使用しないでください。

北区市民保険年金課 代表電話 ☎803-1000 内線3125
北区市民保険年金課 (印鑑担当直通) ☎803-1120
東区市民保険年金課 ☎944-5018 中区市民保険年金課 ☎901-1616
南区市民保険年金課 ☎902-3516

御津支所 ☎724-1112	建部支所 ☎722-1112
瀬戸支所 ☎952-1112	灘崎支所 ☎363-5201
一宮地域センター ☎284-0501	上道地域センター ☎297-4211
津高地域センター ☎294-2411	興除地域センター ☎298-3131
高松地域センター ☎287-3731	足守地域センター ☎295-1111
吉備地域センター ☎293-1111	藤田地域センター ☎296-2221
妹尾地域センター ☎282-3121	児島地域センター ☎267-2231
福田地域センター ☎282-1131	富山地域センター ☎277-7211
福浜地域センター ☎265-4181	
古都市民サービスセンター ☎279-0016	朝日市民サービスセンター ☎947-0010

(お住まいの区以外のどの窓口でも申請できます。)